

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△慰安旅行が非課税とされるには

Q: 当社では、今年から慰安旅行は海外を考えています。しかし、旅費が15万円程かかります。

この場合、社員が慰安旅行に参加することにより受ける経済的利益は非課税扱いになりますでしょうか。

A: 社員が受ける15万円の経済的利益は少額とはいえませんので、給与として課税されることになるでしょう。

【解説】

慰安旅行に参加したことにより従業員が受ける経済的利益が非課税とされるためには、その旅行の企画立案、旅行の目的、規模、行程などを総合的に勘案する必要があるのですが、次の要件を満たす場合は原則として課税しなくてもよいとされています。

- ①旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数）以内
- ②参加する従業員が全従業員の50%以上

ただし、会社が旅行費用を負担することにより社員が受ける経済的利益が、非課税とされる少額不追求の範囲であるかどうかが問題となります。

ご質問の場合の15万円の経済的利益は少額とはいえず、課税されるものと思われます。

また、旅費の半分は社員が負担するということであれば、7万5千円程度の経済的利益ですので課税されないものと思われます。

